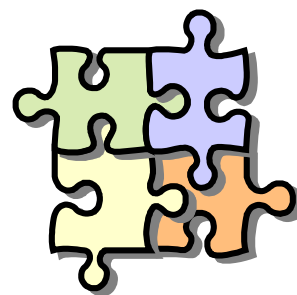


西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

# 第10回会議資料(その2)

日時：平成15年8月14日(木)午後1時30分から

場所：東予市総合福祉センター 2階会議室



協議第 38 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 8 月 14 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会  
会長 伊藤宏太郎

記

議会議員の定数及び任期の取扱いについて
<p>議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項の規定を適用し、平成 18 年 5 月 31 日まで新市の議会議員として引き続き在任する。</p> <p>地方自治法第 91 条第 2 項の規定による新市の議会議員の定数は、34 人とする。</p> <p>新市においては、合併後最初の選挙に限り、公職選挙法第 15 条第 6 項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。</p> <p>西条市の区域 17 人、東予市の区域 10 人、丹原町の区域 4 人、小松町の区域 3 人</p>

付属資料（その 4）P. 1～5 参照

協議第 39 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 8 月 14 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会  
会長 伊藤宏太郎

記

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	
1	新市に西条市の区域を区域とする農業委員会と東予市、丹原町及び小松町の区域を区域とする農業委員会の 2 つの農業委員会を置く。その期間は、平成 17 年 7 月 19 日までとし、その後は 1 つに統合する。
2	2 市 2 町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条の規定を適用し、平成 17 年 7 月 19 日まで新市の住所地を管轄する農業委員会の選挙による委員として引き続き在任する。
3	農業委員会等に関する法律第 7 条の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、40 人とする。
4	新市においては、農業委員会の統合後、農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。なお、各区域の選挙区区域ごとの定数は、合併時まで調整する。
(1)	西条市の区域 定数 12 人で 4 選挙区制とする。
(2)	東予市の区域 定数 14 人で 3 選挙区制とする。
(3)	丹原町の区域 定数 9 人で 3 選挙区制とする。
(4)	小松町の区域 定数 5 人で 1 選挙区制とする。

付属資料(その 4) P. 6 ~ 11 参照

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年8月14日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会  
会長 伊藤宏太郎

記

特別職の職員の身分の取扱いについて
<p>特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定めるところによる。給料の額は、西条市の例をもとに調整する。</li><li>2 議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、西条市の例をもとに調整する。</li><li>3 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、西条市の例をもとに調整する。</li><li>4 その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。なお、設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は現行の制度をもとに調整する。</li></ol>

付属資料(その4)P.12~20参照

## 4 その他

### (2) 黒谷地区の境界変更について